

那こ教第31号

令和3年4月27日

保護者様

那覇市こども教育保育課長

(公印省略)

「まん延防止等重点措置」指定に伴う対策【第50報】の変更について（通知）

【第51報】

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

令和3年4月25日付け4都道府県（東京都・大阪府・兵庫県・京都府）における新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令を踏まえて、令和3年4月12日付け当課発出の【第50報】の2については、下記の取扱いに変更いたします。

なお、本決定事項は、4月27日現在であり、変更があり得ることを申し添えます。

記

- 園児及び同居家族が県外の「まん延防止等重点措置」の地域及び4月25日以降に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令地域（以下「当該地域」という）に往来した場合は、渡航期間中は体調管理に留意し、戻られた日の翌日から2週間、健康観察等の記録をおこなってください。また、当該地域からの宿泊者がいる場合も健康観察の記録をお願いいたします。健康観察の記録については、同居家族全員が記入する検温シート（様式3）及び渡航者等対象用の健康観察シートに記入してください。その場合、帰沖後2週間は登園を可能な限り自粛してくださるようお願いいたします。この場合、保育料等は減免措置対象といたします。

本件の担当
那覇市こども教育保育課
電話：861-2113